TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界居留民團資料

十三

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
广西师范大学出版社

TIANJIN
RIBEN ZUJIE
JULIU MINTUAN
ZILIAO

天津日本租界居留民團資料

十三

主編　陸行素　副主編　孔方恩

編輯　李國慶　季秋華　蘇　紅　張建國

● 天津圖書館編

GUANGXI NORMAL UNIVERSITY PRESS
廣西師範大學出版社

目录

昭和十三年第三十一次居留民會通常會議事速記録……1
昭和十三年第四十三次居留民會臨時會議事速記録……44
昭和十三年第四十四次居留民會臨時會議事速記録……72
昭和十三年第四十五次居留民會臨時會議事速記録……77
昭和十三年第四十六次居留民會臨時會議事速記録……85
昭和十五年第三十三次居留民會通常會議事速記録……115
昭和十五年第五十二次居留民會臨時會議事速記録……178
昭和十五年第五十三次居留民會臨時會議事速記録……189
昭和十五年第五十四次居留民會臨時會議事速記録……206
昭和十五年第五十五次居留民會臨時會議事速記録……221
昭和十五年第五十六次居留民會臨時會議事速記録……253
昭和十五年第五十七次居留民會臨時會議事速記録……265
昭和十六年第三十四次居留民會通常會議事速記録……276
昭和十六年第五十八次居留民會臨時會議事速記録……364
昭和十六年第五十九次居留民會臨時會議事速記録……379
昭和十六年第六十次居留民會臨時會議事速記録……412
昭和十六年第六十一次居留民會臨時會議事速記録……437
昭和十八年第六十八次居留民會臨時會議事速記録……449
昭和十九年第三十七次居留民會通常會議事速記録……482

議事速記録第六十九號

昭和十三年第三十二次居留民會

通常會議事速記録

天津居留民團

(1)

議事速記錄目次

第一日　頁

一、民團會計檢査報告……六
二、昭和十二年居留民團事務報告……七
三、昭和十一年度居留民團歲入出決算承認ノ件……四〇
四、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出決算承認ノ件……四三
五、昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案……四三
六、昭和十二年度居留民團歲入出更正豫算案……四三
七、土地課金條例中改正ノ件……四五
八、取得課金條例中改正ノ件……四六
九、特別課金條例中改正ノ件……五一
一〇、不動產取得稅條例中改正ノ件……五二
一一、衞生費徵收條例中改正ノ件……五二
一二、水道使用條例中改正ノ件……五二

第二日

一三、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件……五五

(2)

一四、退職給與基金特別會計條例制定ノ件……五九
一五、天津居留民團民團長、助役條例中改正ノ件……六〇
一六、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件……六〇
一七、居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件……六三
一八、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案……六四
一九、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算案……六四
二〇、昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出豫算案……六四
二一、昭和十三年度居留民團歲入出總豫算案……六六

第三日

二二、昭和十三年度居留民團歲入出總豫算案(第二日續キ)……一〇〇
二三、總領事ヨリ諮問ノ件……一四一
附錄……一四八
要錄……一六三

(1)

昭和十三年第三十一次居留民會通常會議事速記錄

昭和十三年三月二十七日
於公會堂

(第一日)

一、報告
　一、民團會計檢査報告
　二、昭和十二年居留民團事務報告

議事日程

第一、昭和十一年度居留民團歲入出決算承認ノ件
第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出決算承認ノ件
第三、昭和十二年度居留民團歲入出追加豫算案
第四、昭和十二年度居留民團歲入出更正豫算案

(2)

第五、土地課金條例中改正ノ件
第六、取得課金條例中改正ノ件
第七、特別課金條例中改正ノ件
第八、不動產取得稅條例中改正ノ件
第九、衞生費徵收條例中改正ノ件
第十、水道使用條例中改正ノ件
第十一、御下賜金記念事業費特別會計條例中改正ノ件
第十二、退職給與基金特別會計條例制定ノ件
第十三、天津居留民團民團長、助役條例中改正ノ件
第十四、天津居留民團會計主任條例中改正ノ件
第十五、居留民團條例、規程、規則條文中改訂ニ關スル件
第十六、昭和十三年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出豫算案
第十七、昭和十三年度故田代將軍記念事業費特別會計歲入出豫算案
第十八、昭和十三年度退職給與基金特別會計歲入出豫算案
第十九、昭和十三年度居留民團歲入出總豫算案
第二十、總領事ヨリ諮問ノ件

出席議員　(三十七名)

佐々木由太郎　金山喜八郎　小澤昇　鹿田多三郎

此为试读,需要完整PDF请访问: www.ertongbook.com

（3）

植　前　香　　山田榮治　　森川照太　　中村三雄
佐々木清一　　鹽谷信治　　山尾市二郎　　橋本磯太
上田　茂　　清水一太郎　　志村正三　　伊丹開次郎
長野　勳　　佐藤玖作　　八木忠良　　野崎誠近
木下秀良　　遠山猛雄　　古田治四郎　　菊地新一
龜澤省朔　　早瀨精一　　岡本久雄

出席吏員

臼井民團長　　前田助役　　小瀨會計主任　　以下吏員三十名

午後八時開會

○議長（遠山猛雄君）（登壇、拍手）只今出席議員の數二十一名でございます、定員に達しましたから之より開會を致します

議事に入るに先立ちまして、私は茲に一つ皆樣にお諮りを願ひたい事があります、夫れは出動皇軍の御苦勞に對しまして茲に謹しんで獻納を捧げたいと思ひます、方法と致しましては、貴下方が若し御承認下さいますならば御起立を願ひまして一分間の默禱を捧げて頂きたいと存じます、時間が滿てましたれば係りの吏員より「終り」と云ふ合圖を申上げる積りでございます御賛成下さいますか

（一　同「賛成」）

御異論は無論ございますまいと思ひます

（4）

ては一同御起立を願ひます

（一分間默禱）

次に恒例に依りまして監督官より招集の辭がございます、御清聽を願ひます（拍手）

○田中領事（登壇、拍手）本日第三十一次居留民會が開會されるに方りまして、堀内總領事が御出席なさる筈でございましたが、急の御用が出來まして今朝北京に出張されましたので私が代つて御挨拶申上げます當方面の事態は既に各位が御承知の如く、即ち夙にも申します通り爲上に於ては殆んど天下を取つたのであります、然し乍ら爲上に於て之を保つといふ事は古來最大の難事としてあるのであります、當天津に於ける我々在留民は此の爲上に於て得たる成果を確保する重大なる責任を持つて居ります、此の進展する新事態に即して當天津の飛躍、發展は正に刮目すべきものがあるのであります、此の天津に居る我々在留民の責任は、即ち爲上に於て得たる天下を確保する重大なる責任が雙肩に掛つて居ります、且つ又此の北支の各奥地各方面にも更に飛躍する邦人は日に月に益々數を加へて行くのであります、そして之等の地方には或は居留民會、延いては居留民團といふ工合に發展して行く事は疑ひも無い事であります、此の核心を爲す當地の居留民團は誠に堅實なる發展を遂げて、之等奥地の居留民會延いては居留民團の模範とならければならない趨勢であります、此の第三十一次居留民會開催に方りまして各位に於かれましては日頃の經驗と蘊蓄を傾けて公正且つ嚴肅に各案に付て御審議あられん事を希望する次第であります

一寸御挨拶申上げます（拍手）

（5）

○議長（遠山猛雄君）次に私より報告事項二件御報告申上げたいのでございます。

昨年四十二次臨時民會に於きまして、出動皇軍に對し「感謝文贈呈ノ件」を議長に一任されてありました、六名の起草委員を御依頼致し愼重に草案を練りまして、昭和十二年十一月二十九日天津居留民會議長遠山猛雄の名に於て、陸海軍大臣、北支那軍司令官、上海軍々司令官、關東軍々司令官、聯合艦隊第一、第二司令長官、旅順要港部司令官以上閣下各位に對しまして感謝の文を贈呈致しました、夫れ〴〵御鄭重なる御挨拶に接しましたのでございます

起草委員は志村君、龜澤君、眞藤君、岡本君、中村君、鹽谷君、それに正副議長兩名であります、以上「慰問狀ニ關スル件」を御報告申上げます、更に議員の異動がございましたので申上げます、民會議員張世萬君が家事上の都合に依りまして、昨年十二月二十六日附辭職の願出がありました、三月二十五日總領事より認可がありましたので之亦御報告申上げます。

以上で報告終り議事に入ります前に、議事錄の署名者として早瀨精一君、佐々木清一君御兩名にお願ひ致します、宜しうございますか……御承知下さいましたか、次に議事日程の變更に就きまして、後で印刷に附したものをお手許に差上げて置いた筈でございます、配布洩れがございますまいか

皆さんお手許にございますか

日程を一應書記に讀み上げさせますからして……

○鄉野書記

第三十一次居留民會通常會

（6）

日程第一、昭和十一年度居留民團歲入出決算承認ノ件

日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歲入出決算承認ノ件

（「一々讀み上げんでも變更の所丈云ふて下さい」と呼ぶ者あり）

日程第四、昭和十二年度居留民團歲入出更正豫算案の次ぎに第五として「土地課金條例中改正ノ件」と入れて下さい、それからずつと第六に繰下りまして、一番終りの第十八が詰り第十九になります、其の次ぎに第二十「總領事ヨリ諮問ノ件」と入れて下さい

○古田治四郎君　どうも議長の聲が小さいのか機械が喧ましいのかお話が徹底しません、機械を止めるか、議長の聲を大きくして頂きたい

○議長（遠山猛雄君）議長の責任かも知れません、只今齒が拔けて居りまして……副議長に代つて貰ひませうか龜澤君に代りませうか

○山田榮治君　續けて下さい

○議長（遠山猛雄君）では報告に入ります

第一、民團會計檢査報告

○上田茂君（登壇）只今から會計檢査の結果を御報告申上げます

昭和十一年度第三、第四期分、並に其の整理期間分及十二年度分の第一期、第二期分を一括致しまして、私共會計檢査委員三人で十一年十一月十日に帳簿並に證憑書をそれ〴〵調査致しました、一般會計並に特別會計は孰れも違法、違算の出納はございません、茲に御報告申上げます。

次ぎに皆樣にお斷り申上げますのは、從來會計檢査は毎一期毎に行はれて居りましたが、私共前任者より引繼ぎました當時丁度不祥事件の豫審中でありまして、それから間もなく今度の未曾有の事變に遭遇しましたので、一時民團の事務も停滯の已むなきに至つた樣な次第で私共の會計檢査も遺憾乍ら出來兼ねました、以上申上げます樣に一度に一括してやつた次第でございます、此の點議員各位の御諒承をお願ひしたいのであります、之を以て御報告を終ります

(拍手)

○議長(遠山猛雄君)民團會計檢査報告承認

次ぎ昭和十二年度居留民團事務報告說明を願ひます

○民團長(臼井忠三君)(登壇)恒例に依りまして、昭和十二年度事務報告並に十三年度の施政の大體の方針といつた事を申上げます

報告に入ります前に、お手許に配布致しました樣に、今回の議案其の他に大變校正の漏れがありまして甚だ恐縮致して居りますが、お手許に差上げました正誤表に依つて御訂正願ひます

今一つ速記錄の遲れて居ります事であります、實はせめて昨年度の通常民會の分丈此の民會前にお配りしたいと考へて、係りの者を督勵して居りましたのですが、當地に於ける速記者の缺乏から已むを得ざる方面から已むを得ざる事情で速記者の借用を申し込まれた事が度々ありました、三時間位出張して速記致しますと其の飜譯するのに三週間位掛るといふ樣な狀態で御覽の樣に速記者を二名に增加して居りますが、それにも拘らず時局柄大變遲れました

且つ又印刷所の方面も大變に印刷の仕事が輻輳して居りますそうで、到底短時日に澤山の印刷

物を從來の樣に無理なお願ひが出來ない、斯ういつた事情に依りまして速記錄が配布が出來ませんでしたが、然し速記からの飜譯は出來て居ります、印刷丈が間に合はなかつた次第でありますので、何か前通常民會の議事にリファーなされたいといふ点がありますなら、其の點は飜譯した分に依つてお答へが出來ると思ひます、正誤の澤山あります事も矢張り印刷所の方の多忙といふ事から原因して、遲れて充分校正が間に合つて居りません、どうか此の點は御諒承をお願ひしたいと思ひます

十二年度の事務報告はお手許に配布致しました樣に曾つて無い大部のものになつて居ります、之は事變關係の事並に昨年の洪水の防水に關係した記錄を將來の參考にせしむる爲に出來る丈殘して置きたい、實は昨年の洪水を迎へました時に、大正六年の大洪水の時の記錄が民團に相當有るだらうと思つて色々探しましたが、しまいところの關係で判りませんのか、孰れにしても事務報告の方にはさつぱり細かい事が書いてありませんので、昨年の洪水對策を研究するに當惑した譯でございまして本年は昨年の洪水關係の記錄や統計を載せて置いた次第であります、尙又御承知の如く十一月の臨時民會に於きまして、事變關係の事、今申しました防水關係の事並に民團の財政上に事變が與へましたる色々の影響といつた事は逐一御報告申上げましたのでこれらの點は今回僅かに三、四ヶ月前の事でありますから重ねて繰り返す事は省略させて頂きたいと思ひます、尙又議案の第二十號に載せられて居りますうち「總領事ヨリ諮問ノ件」といふのがありますが、これは既に新聞、其の他に依つて御承知の通り、財團法人共益會を民團に併合する方が良くは無いかといふ御諮問であります、此の御決定は最後に皆さんの御討議に依つ

て決まる事でございますが、孰れに致しましても此の問題の決定を致しまするとすれば、今日併合以前の民團として有つて居る樣な條件の點で色々申し上げて見ても或る點は改革——改めなければならないやうな結果にもなりますので、孰れ併合が實現すれば近い機會に臨時民會で皆さんにお諮りする事になると思ひます、旁々繰り細かな點に付ての御報告は此の機會には省略させて頂きたいと存じます、そう云つた趣旨で主なる點に付ての御報告を申上げます

第一は民團の行政地區が外務大臣の告示に依りまして、從來の日本里數二里が三里に擴張されました、一里丈廣くなつたといふ事であります、此の實施は來年の一月からでございますが斯ういふ御通知が本省から參りました

第二には昨年の事變突發以來民團が軍の銃後のお務めを致して居りました經過でありますが、最近に於きましては殆んど昨年事變直後にお手傳ひ申し上げましたやうな事は無くなりました只僅に傷病兵の御慰問に對して各方面からの御慰問金の寄贈等に對してお取り次ぎ、御斡旋申して居るといふ程度で、所謂非常時に對しての直接の軍のお手傳ひの仕事は殆んど終つたと申して差支へないのでございます、又事變の爲に發生致しましたる、民團が居留民各位の食糧を配給致しましたといふ事もつい先日買ひ入れました白米を全部賣却しました事に依つて全然終結致しました、唯民團が配給致しましたのは御承知の如く軍並に總領事館の御諒解の下に犧牲的な値段を以てお配りして居りました爲に、事變中直接の生活費に對しては居留民各位は比較的安い生活費を支拂はれた譯でありましたが、民團の配給が終りましたと共に色々の事情もございますけれ共大體に於て、市中の物價は通牒の一步を進めまして自然生活費が高まつて居り

ます、斯ういつた方面から非常時局でもありますし、居留民の生活費を出來る丈安くさせるといふ意味で何かもう少し民團自らが、主要食糧品の配給を考慮しては如何といふ意見を私宛お申し出の方もあるのでありますが、然し民團と致しましては輪送の杜絕等といふ理由がありませんから限り物資の配給等といふ事は民團本來の任務でありませんから、私は之を此の御希望に應ぜずに居るのであります、然し事實が相當の物價騰貴を見て居りますので、願はくば市中一般の小賣商の方々がどうか出來る丈物價を安くする上に於て、御勉强なり、又は出來る丈の御方法を研究されるなりして此の非常時に際する居留民の負擔を輕くするように願ひたいと思ひます。

又稍時局と關係のありまする防水工事の經過でございますが、之は十一月の民會で御報告申上げました、以後尙引續き此の上流地方に於ける決潰致しましたる堤防の修復等を、軍の御依賴に依りまして十二月の末迄繼續しましたが、其の方の仕事は氷結と共に一段落となつたのであります、最近に至りまして「マーチャンキャンネル」馬廠運河——此の馬廠運河が南運河から岐れます所に大きな閘門があります、其の閘門が戰爭に依つて打ち毀されたのでありますが、之に對する修復を民團に御依賴になられまして、つい數日前からお手傳に着手して居ります、元より費用は全部軍がお出し下さるのでありまして、我々の方は只勞力を御提供申上げるといふのであります、序に本年の水災に對する豫想とでもいふ事を申上げるといふのがありますが、これは既に新聞にも屢次出ました樣に永定河の水量は昨年に比して倍の水量を示して居ります、之は所謂春の雪解けの水であります、昨年は永定河は比較的水量が少なかつた爲に彼の大洪水も余程樂

てありましたが、本年は昨年に比べて倍量の水が永定河に流れて來まして既に一部の堤防が決潰して天津の西、北側に氾濫を來たしました、更に昨年の氾濫に洪水を加へまして、其の水が白河に流れて來まして、白河の水が最近非常に濁りを加へ、白河が淺くなりましたのが幾分かづゝ埋る狀勢になつて居ります、此の形勢は昨年洪水があつたのだから今年は非常に樂になつた、安心だと思つて居りました我々に對しまして必ずしもそうで無い、今年も相當の雨量があるといふような豫感を與へて居ります、これ等の意味から昨日市公署では各國租界の當局を招集しまして、本年の防水の對策を相談したいといふ事で昨日會りまして色々の說明がございました、具體的にはつきり決まつた事もありませんが、兎に角昨年の大堤防の修復を本年早速に致しますと云ふ事丈が昨日決まつたてあります、夫れからこれも此の事變に非常なる影響のある所謂防疫の狀態で傳染病豫防の事であります、丁度此の頃は例年猩紅熱の流行を見る頃でありまして、本年は幸に猩紅熱はまだ一人も發生しません、之は昨年の洪水の結果大體に於て濕度が高く乾燥の度が昨年より少い、此の爲に咽喉を害するものが少い爲、從つて猩紅熱の發生を見ないといふ衛生當局のお話であります、然し之に引換へ洪水の影響から夏になつてのコレラとか、秋になつてのチブスといふものは本年は非常に流行がひどからうといふ衛生當局の豫想であります、居留民諸君に對する警報を發しまして、今後夏に向ふに從ひ消化器等の健全を計るやう不衞生の事のない樣に努めて頂きたいと存じます、尙序に關聯した問題と致しまして、昨年十一月の臨時民會で申上げて置きました檢徵に關聯致しまして、療病院に婦人科の專門のお醫者さんを迎へまして檢徵の成績も逐次大變良い効果を擧げて居るといふ事でありま

す、其の次ぎに申上げます事は、十一月の民會に於て御報告致しました民團の機構の改革の成績であります。

十一月の時にはまだ事變關係の仕事に忙殺されまして、改正された機構の成績が果して良かつたか惡かつたかといふ事の結論を申し上げられませんでしたが、現在に於て漸く今申上げるやうな事變關係の仕事がほゞ終結しました爲に、目的の機構改革に依つて執務致して居りますので、夫れ等に對する成績は段々と上つて居ります、只居留民の增加が非常なる勢ひで增へて居ります爲に一定の定員で果して間に合ふのか、どの程度迄人を增やせば良いかといふ事に付ては今日結論を申上げる事が出來ません、只機構の組立てが稍當を得て居る、從つて此の機構に於て必要程度の人員の整備を計れば民團行政は効果を擧げ得るといふ豫想をほゞ爲し得るのでありますが、先刻申上げた樣に重大な變化が起ると致しますれば、更にもう一段機構の組立てに付て考慮しまして其の上で御協贊を得る事にしたいと思ひます。

次に昨年の通常民會に於てお約束しました三種の點に付て御報告したいと思ひます、一つは埠頭の利用法を增進せしむる事に付て十二分の考慮を拂ひたいと申したのでありますが、御承知の如く事變突發と共に全埠頭が軍の御用になりまして民團として一切使用が出來なかつたのでございます、最近に於きまして、郵船會社の倉庫の處に丈ライターの着發がお許しが得られましたので一部の利用を致して居りますが、未だ全部活用する事に事情が許されませんので甚だ此の點は殘念に思つて居ります、其の次に民團の仕事として社會施設を考へやうといふのでありましたが、偖に實現したのが職業紹介所のみで生活の改善、思想の善導、保健增進、スポー

ツの奬勵といつたやうな事は時局柄まだ一つも手が付いて居りません、之は時局の推移と共に十三年度に於きましては充分に考へたいと存じます、尙今一つ租界內の支那人との連繫と申しますか、民團の行政に關する支那人の理解を深めて相互の間に親善の關係を結び付けたいといつた希望を申上げて置きましたが、之は矢張り時局關係で租界外に移住された支那人の方も多く殆んどまだ手を付けて居りませんといつて良い狀態であります、然し周圍の狀態は御承知の如く政府と政府の間が一大轉向を致しまして十二分なる親善、提携が期待されて居ります今日てありますから、租界內の一局部に於きましても無論此の形勢に順應しまして相互の間の關係を密接に致して置きたい、一小部分ではありますけれ共亦外交の上に資するやうな何らかの考慮を加へて行きたいと考へて居ります、其の次の大問題と致しまして議員諸君の御提案でありました民會議員選擧の級別制を撤廢する事に付ての可否を決定する委員會の組織でありますが之も時局に依りまして遂に今日迄まだ委員會の設置すらも出來て居りません事は遺憾でございますが、本年中には民會議員の改選も行はれる事でありますので若し法規上の改正を必要とする場合之に間に合はないといふ時は遺憾でございますから當民會の終了後出來る丈早い機會に委員會の調査開始をしたいと思ひます、委員會の構成をどうするかといふ事に付て先日の參事會にも御相談しまして大體の方針を決めて居ります、其の構成方法は先づ民會の正副議長及參事會員、夫れから共益會の理事、監事諸君、前及元民會の正副議長をされた經歷の方々、前及元行政委員會長、副會長、又は參事會長、參事會副會長といつた方に、新に選出されて來ました紡績會社とか、各工場といつた方面の方々を御推薦致しましてそして大體に於て各種業別の代

表者を網羅しますと申しましても一つ〳〵の商賣中例へば貿易業者の代表、船會社の代表、銀行業者の代表といつた風に各議員からも代表的の意味で委員を選びまして、更に橫斷的に考へましては一級の有權者、二級の有權者の均衡を保つといつたやうな方針の下に人選を致しまして參事會にお諮りして委員の御依賴を致しますと共に、四月中には第一回の委員會を開會したいと考へて居ります、それから之は必ずしも最近の考へ付ではないのでありますが、事變前と雖も北支明朗化の聲に依つて租界內に住宅、事務所の拂底は日に〳〵多かつたが、更に最近此の趨勢は非常な勢ひで拂底を告げて居る事は御承知の通りであります、此の意味に於きまして民團でも、領事館の御希望もありまして綜合ビルデイングを旭街の一角に建てまして夫れに民團、共益會、此の公會堂といつたものを抱擁する外廣く一般の事務所の不足に充てるといつた計畫を進めて居りますが、大體金を借り入れる先も決め、貸しても良いといふ事ですが、只大藏省が爲替管理の許可をして頂くといふ處迄行つて居りません、此の故に直に決定したとは申上げられませんが多分之は十二分なる說明を致しますれば御諒解が得られると思ひます、そう致しました暁には少くも事務所、店舖の不足に對しましては多少の緩和が出來ると思ふのであります、同時に此の建物の跡は公園の擴張といふ事に致しまして茲に兒童の遊園場等を設ける事が適當ではないかと考へて居ります、先日小學校の卒業式にお出での方はお聞きてせうが、私會りまして聞いた事てありますけれども天津兒童の健康狀態は甚だ良くないのでございます極く子供の時には內地の子供に比べて背の高さといひ、胸の周りといひ、體重といひ非常に勝つて居りますが、幕末四、五年生頃になりますと逐次內地の子供に劣つて會りまして小學校の

卒業生の死亡率に至りましては内地の田舎の小學校の卒業生に比べれば約倍數の死亡率を有つて居ります、東京とか、大阪の都會の小學校のそれは百分の四・八、百分の六・八といふ數ですが、之を以て比べても尚天津の小學生の死亡率が多いのであります、斯ういつた情勢から見まして、天津に於て兒童の體位向上といふ事に付きましては十二分に考慮を拂ふ必要があると存じます、扨れ綜合ビルの計畫に致しましても運動場を設置するといふ事も案を具して後諸君の御協賛を經てそれで決定する事でありますが、當局として考へて居ります事を豫め申上げて置きたいと思ひます、其の次は甚だ尾籠なお話になりますが、汲取便所の改正の事であります、之は昨年チブスの流行と共に軍の衛生當局から短兵急な御要求がありまして昨年中に全部の汲取式を水洗に改造する御要求がありましたが、之は中々いふ可くして直に行はれないのでありまして、大體只今調査致しました處に依りますと、日本租界の中にあります戶數が四千八百戶位あるのですが、其の中の二千七百二十四戶は水洗式になつて居ります、汲取式が一千八百三軒あります、處で此の調査の結果驚き入りました事は二百九十八軒といふ約三百戶に近い家が便所がないといふのであります、斯ういふ家が四千八百戶の中に三百戶近くあるのであります、斯ういつた事は無論チブスとか赤痢とかいつた傳染病の豫防上に寒心すべき狀態でありますので是非其の適當の工作を講じまして改造の必要があるのであります、就きまして一番大きな大家さんである建物會社に向つて御意志を尋ねました處、會社側として之を改造されるにはどういつた御計畫がありますかといふ事に對して遂い最近の御返事に三年以內に改造してしまいたいといふ考へであるとの御返事がありました、建物會社の所有家屋が合計四百九十九

軒で、水洗式が三百二十九軒、汲取式が一七〇軒であります、一七〇軒といふ戶數を三年掛つて直すといふ事は此の間の詳しい事情を伺つて居りませんが、少し長過ぎるんじやないかと思ひますのであります、然し其の他の建物會社以外のものもありますが、一千五、六百軒といふものがありますので、之を一年や二年で直せといふ事も無理でありますから監督官廳とも十二分に御協議願ひまして適當な館令の公布を願ひ、出來る丈早く衛生設備の完備する樣に努めたいと考へて居ります、結局色々の方面から考へまして、此の激增して參ります居留民の福祉の爲に、民團として考へなければならない事はまだ澤山ございますが、冒頭に申上げた樣に共益會との併合といふ事が實現されると致しますならば豫算の更正もしなければならない、民團機構の改革も再び致さなければならないし、多分そう云つた事になれば近い內に臨時民會が開かれると思ひます、其の時にもう少し色々の問題に就て詳しい事を申上げまして今日の處は之丈の御報告に留めて置きます、財務關係の事は豫算案並に課金の各改正案を提案して居りますので其の際に申上げたいと存じます、御質問がありますればお答へ申上げます

○菊地新一君　只今民團長から續々事務報告に就て懇切なる御說明を頂きまして判りました、其の內に私の前通常民會にお約束した事があるのでありますが、其の御報告がございません、手許に速記錄もございませんので、夫れは他でもございませんか

○議長（遠山猛雄君）それは御希望でございますか

○菊地新一君　極度私が主張して居りまする處の、例の上水道の件でございます、之を民團經營で以てやられる御意志があるかどうか、といふ事を前通常民會で申上げました處が夫れは私も

考へない事はない、水質の事に付ては實は今公園の井戶に依つて調べて居る、其の水質の試驗を待つて考へようといふ樣な事でありました、でありますから、現在は井水も使つて居るやうでありますが之に依つて何かお考へがあると思ひますがそれを伺ひたいと思ひます、議事の進行上一括して伺ひます、之は希望でございます、只今民團長が社會施設云々と申されましたが御尤もであります、それから北支の情勢の進展に伴ひまして民團と致しましても社會施設といふ事にも多大の關心を持たねばならないと思ひます、それに就て私共が痛切に感じて居る事でありますが此の北支の人口の增加に伴ひ各種の事業の進展に伴ひまして玆に衛生試驗所といふ樣なものが先づ以て必要ではないかと思ひますのであります、例へて申しますれば衛生方面に於きましては小規模乍らも各施設が療病院の方でやつて居られますが、此の衛生方面を申しますれば豫防衛生といふ方面に於きましての細菌學、それから保健衛生方面の細菌保健衛生であります、其の外上水道、下水道の件、學校方面に於きましては室內の空氣の轉換、小學校兒童の發育狀態、理學の試驗では清凉飮料水といふ樣な事に付て試驗する必要があります、其の外工業方面に於ても多々ある樣に思はれると思ふのであります、それは例へば現地に於て何か鑛石を分析するとか、それから石炭を試驗して貰ひたいとか、度々あると思ひますが、斯ういふ方面は現地に居られる方も急を要して此の試驗の成績が欲しいが、而し遺憾乍ら私の處に持つて來られても暇がない、忙しいといふ事で荏々之を滿足に持つて行つて賴む、早くて一月、遲ければ三月か半年掛ります、之は商資上に非常に差支へるといふやうな事を度々聞きます、之は希望でありますが、若し社會施設方面に財源が許されましたならば是非共衛生試驗所を包含

した試驗所といふものを團營といふやうな事にして御研究なさらん事を希望します、それからもう一つでありますが、先程事務報告の中にございましたが、民團吏員の費ひ込みの問題、其の決定後に於ける費ひ込みの金は處分といつたら悪いがどういふ結果になつて居るんですか、之をお聞きしたい。

○民團長（臼井忠三君）上水道問題の事は豫算の時に申上げようと思ひまして省略しましたが、井戶の事は豫算の時に申します、衛生試驗所といふ風な問題に付てはまだ考へて居りませんが充分に研究する事にします、不祥事件の問題は十一月の臨時民會の時にも御報告したと思ひますが、結局民團の帳面の上とか決算の上とかには別段何にも出て來ません、只例へば滯納者となつて居つた人がそれ丈のものは既に拂つて居つたといふ事が民團の帳面の上ではなつて居ない、費滯者に對しては附帶訴訟を起しまして判決確定して債權を持つて居ります、當人はまだ監獄に居りますが、出て參りまして相當の資產を得る樣になりましたらそれに對して請求し、民團に拂はせるといふ處置をとるのであります、帳面上には別に之といつた處置はありませんお判りになりますか。

○菊地新一君　率直に申上げます、どういふ形式になりますか

○民團長（臼井忠三君）切つて棄て、しまふのです

○菊地新一君　切つて棄てた結果どうなりますか

○民團長（臼井忠三君）つまり入つて居つたといふ事になります、之は普通の會社の簿記の樣に復式になつて居りますと一方に貸があつて一方に借方のあつた方で消す、單式簿記は入つたも

の丈とるんですが、稅金を拂ふ簿記だと帳面は帳面としてありますが會計帳簿にはないのであります、拂ふべき人が拂つた時に消してありますが、それ丈のものが塡補しないと不可ないとふ事がない、帳面の上に於て其の點會社等の帳面と當然違ふのです、それで整理が出來て居る譯であります

○菊地新一君　どうも之は專門家に伺はないと簿記の知識がありませんが、……七萬何千圓損をすると只七萬圓損をするといふ事もありませんでせうから、之は民團長を信賴して……

○志村正三君　此の事務報告の三百五十七頁の傳染病發生の發生率の人口一萬人に對する患者發生表、此の昭和八年から九年、十年といふ此の間の數字が間違つて居るように思はれます、之は訂正してありません、一つ訂正する際にお願ひします、三百五十七頁コンマが省取れて居ります、一萬人に對してコレラ疑似が一五名、赤痢一〇四名、コンマ一〇・四といふやうな數字では無いかと思ひます、何故かといひますと發生の人數を見ますと昭和八年に赤痢、腸チブス患者七名出て居ります、當時の人口を見ますと六千七百四十一名となつて居りますから大體に於てコンマが無いやうであります、で之を一つ訂正するように願ひます、尚私は傳染病發生に付きまして非常に少い事は私、民團の當事者に對して居留民の一員として、而も醫師としての立場に於て感謝の意を表したいと思ひます、昨年コレラ發生及チブス發生に當りまして、民團の防疫當局が非常なる處の努力を以ちまして、殆どコレラも——軍隊には相當あつたようですが——一間には發生はしましたが發遞したといふ事實がないのであります、チブスも起る事は起

りましたが、之も非常なる處の努力に依りまして比較的に我々が憂慮して居つた結果を見ずして了つたのは一に民團の防疫當事者の努力の結果と信じて深く感謝致しました、何故私が斯ういふかと申しますと、事務報告の方でも拜見しましたが非常なる努力の跡を見るのであります特にチブスに於ては各接客業者七百人の甕便檢査をして五名の菌保有者を見出して居ります五名の菌保有者を見出して之を撲滅したといふ事は何百人の居留民がチブスに罹る事を未然に防いだといふ非常なる功績と深く信じて居ります、尚將來此の方面の事に付きましては益々努力を拂はれん事を希望する次第であります、特にチブスに付きましては私が現在迄見て居るのにチブスの發生時期がありまして九、十、十一、十二の此の時期であります、此の時期には毎年必ず出るのであります、昨年遲り此の時期が特に多かつたのでございまして、人口の增加と此の戰爭の色々な事實が之に關聯して居るのでありますが、此の時期に起るといふ事に對しては何か茲に原因があるといふ事に付て將來共研究を願ひたいと思ひます、民團長のお話にありました汲取式便所を水洗式に直す、私も之に目を付けまして大分統計的に調べて見ましたが、此の點に付て不審を抱かれる點もあるのであります、之も一つ特に早く水洗式に直して頂きたい事を希望して已まない次第であります、食物等の關係に付きましては白菜があの當時に出來ます、日本人は漬物にして食べますのでー—特に一夜漬位にして食べるのが好ましい——白菜遲りが原因でないかと思つて一枚〳〵洗つて黴菌を調べて、奥の方に入り込んで居る處は黴菌がどの程度に居るか、如何なる種類の黴菌が居るか、一夜漬と二日、三日と調べて見ました、まだ結論を得て居りませんが、斯ういふ方面に付ても更に御研究を願ひたいと存じます、猩紅

熱も昨年度に非常に多かつたのでありますが、本年は非常に少ない、發生の兆候が見えんというような事實に照しまして昨年は多かつたが今年は少ない、之に付て先程濕度の關係を申されましたが至極良い着眼だと思ひました、只濕度が多い爲比較的境りが少ないから喉を痛める事が少なくて猩紅熱を發生する事が割合ひに無いんぢやないかと考へますると、濕度といふ事と共に塵埃といふ事を考慮に入れて好い立派な事實を示して呉れたのであります、斯ういふ事に付ても事實に即して色々なる統計を調べ、色々なる調査をするといふ風に致して將來共チブス猩紅熱の撲滅を積極的に圖られん事を居留民の幸福の爲に希望して已まない次第であります次に此の表を見まして居留民の最も多い死亡率を示して居るのは結核でございます、此の結核に付きましては當事者として非常なる努力を拂はれて居る事に對しては吾々感謝して居りますが、尚一步進んで何が故に結核に死亡率が多いか、のみならず小學校兒童の體格は良いが夫れ以後に於て女學校邊りの卒業者の統計を見て非常に結核の死亡者が多いのであります、多くは結核なのであります、斯う云ふやうな事實に照して、結核といふ事に對しても充分の御考慮と御研究を願ひたいと思ひます、私の管轄に支那人の結核患者が多いのですが支那人は餘り死なない、言ひ換れば結核菌をぶち蒔き乍らうろ〳〵して居る者が多いのであります、日本人が使つて居る處のボーイ、媽々といふものから小さい時に傳染する機會が多いのぢやないか、斯ういふ風な事も考へられるのであります、私は日常自分の仕事の上でボーイ、媽々のトラホームの檢査をして呉れといふ事を賴まれる事がありますが、殆ど半數以上トラホームで少なく共私が檢査した半數以上であると言つて差し支へないのであります、結核も確實なる處の健康診斷

をして見れば相當に多いのぢやないかと思ひます、斯ういふ風な事柄から私は又最近租界内に起つた處のボーイの慰藉事件、斯ういふ事柄を照り合はせて、社會施設として、社會部の仕事としてボーイ、媽々の所謂職業斡旋、紹介といふ事が茲に相應しい仕事ぢやないかと思ひます之は民團長の施政のお話を聽いて居る時に考へついたのでありますが、斯ういふ風な事業を民團が遣つて漸次增へて來る處の日本人ー—新しく來た處の日本人の處にボーイ、媽々を斡旋して遣る、而も健康であり、將來而も犯罪を犯すといふ危險を或程度迄制の出來る調査の出來たボーイ、媽々を斡旋、提供して遣るといふ事も相應しい仕事ぢや無いかと思ひます、民團として斯ういふ風な職業紹介を遣る傍らトラホームも無い、結核も無い、身元も確實であるといふ證明も持たし斡旋したら時局柄に致しましても、將來日支の提携にしましても貢獻しますところ大なりと思ひます、感謝やら希望やらを述べた次第であります

○佐藤玖作君　只今水洗式の問題に付て御意見を伺ひましたが、前にも私が本民會だつたか、或は民團でありましたか、少く共建物會社が水洗式の發達を今日迄留めたといふ原因になる見方が出來るのであります、建物會社に向つて水洗式にして呉れといふと家賃を上げる、僅か百圓か二百圓の施設をして永久何十年間住む人に毎月五圓、十圓の値上げをする、之が今日迄水洗式に直す事を阻止されたのであります、前には此の便所の踏板でさへ、紫はうちが塗るが之はお前の方でやれ、踏板はしないと言つた調子でありまして之は私が事實に付て經驗もあるのでございます、民團からの問合せに三年の間にしますといふ簡單なる返事では容々色々な問題が起つて三年が五年になるんぢやないかと思ひます、將來家賃の問題は、水洗式にするから家賃

（23）

を十圓上げると言へば經濟的の都合上困る處もあるでせう、從來踏板でさへ修繕しなかつた時代さへあるのでありますから只遣らないかといふ交渉で無くしてもう少し踏み込んだ交渉をなさるよう御願ひ致します

○早瀬精一君　不穩問題に付きまして、只今民團長の說明を聽きますと單式簿記、複式簿記といふ簡單なお答へて、我々多くの居留民の七萬三千圓の費ひ込みを民團吏員から出して多年に亘つて行はれて何人も知らず、嘗ては幾審中だと申されて發言を止められ、今回は發言し得るけれ共之を切り棄てんとか切り棄てたとかいふ簡單な言で片附けられる事は居留民を代表して居ります處の議員として誠に遺憾と思ひます、嘗つての責任者の誰方かから誠に相濟まんといふお言葉があつて然る可きだと存じます、諸君考へても見給へ、使ひ込んだ處の人間がどういふ口實に依つて之を誤魔化して居たかといふと、競馬に當つたといふ、「ハイアライ」に行つてぼろい事をして儲けて居るんだといふ事を言つて、七年も八年も何人も見出し得なかつたといふ事は甚だ遺憾と思ひます

諸君考へて御覽なさい人が茲に居て競馬の「ガラン」の札と向ふの番號と一致した時にはどういふ氣持ちがしますか、先づ近所に誰も知つとる奴は居らんかしら、此の金は成る丈自分一人で使ひたいといふのが人情であります、普通の心理狀態であります、夫れをハイアライで當つた、競馬で當つたと言つて毎晩ノ〳〵どんちやん騒きをして居る、夫れを知らずに机を竝べて居つた古い吏員が木偶の坊と云はれても過言ではありますまい、又監督して居る行政委員の方なり、民會議員の方が、誰方が何處かで尻尾を摑み得なかつた、然も誰方からも相濟みませんでしたといふ事を嘗つて聽いた事が無いのであります、居留民の代表として誠に申譯の無い事であります、嘗つては行政委員を選つた時もあれば議員をした事もある——私は昨年飛び出したのですが——第一前々の參事會長森川君は「蛇ノ道ハ蛇」とやら其の道に於ては通の方だとお聽き致して居ります、あれ程晝街で遊んで居たのが判らん、今迄金を費つた家が何處かといふと或る議員が深い關係のある家で費ひ込んで居るといふ事を聽いて居ります、之は公人として實に許す可からざる行爲だと思ひます、これ迄之に對して居留民に謝罪する人もありません、又不問に附して、七萬三千圓費ひ込みまして、執れ取り立てますからでは居留民に對して申譯無いと思ひます、之丈申上げて置きます

（24）

○森川照太君　私は何年も續いて費ひ込んで居たのを、人が氣が付かない時に勇氣を出して摘發したといふ事は一つの功績でありますから、手柄の樣に思つて居ります、お詫びしなければならないなら代々の責任者が全部勢揃ひをしてお詫びする場所でも作つて下さるならお詫びしても構はない、晝街は私も行きますが、人が遊ぶのを一々追ひかけて歩いて居る譯でもありませんからそれはつい氣がつきませんでした（笑聲）

○早瀬精一君　森川議員のお言葉でございますけれ共、代々の行政委員、五、六年費ひ込まれた時の人が皆揃へば其の席上で謝るが、俺は摘發したんだから寧ろ手柄に思つて居るといふお言葉ですが、先年だつたと思ひますが、青島總領事館の費ひ込みがありました、あの時の氣が付いた總領事は詳しい事は知りませんが相當の責を負ひ、相當の責任を負つたと聞きました、外の人はどうでも宜しいが、俺丈でも謝らうといふ居留民に平謝りに謝る御意志はありませんか

（25）

○森川照太君　私一人勝手に謝つても僭越のようですから……（笑聲）

（早瀬精一君「そんな事は無い」）

（拍手）

○森川照太君　どうも濟みませんでした、

○古田治四郎君　今の早瀬君と森川君の問答でございますが、私も其の當時矢張り參事會の一員として森川君を決して援護する譯ではありませんが、其の時に當つて居つたからと言つて森川君が謝まらなければならないといふ事はなからうと思ひます、私は參事會の一員として、勇氣を奮つて罪人が出來ても之を公表するか隱すかといふ場合之を隱す事は尚大きい事でありますから、我々が惡人になつても社會的に之を公表しようといふ事になつたのであります若しも謝るなら代々の其の年數を調りました行政委員全部の人が全部謝るのが當然だらうと思ひます、其の時の參事會の者のみが謝るのは不服であります、同時にもう一つ申上げれば今の民團長のお話でありますが、未收入として切り棄てるならば滯納といふ汚名を着た人は萬だお氣の毒だと存じます、官廳簿記と複式簿記とは違ひますが、我々は費ひ込みを發いて罪人を出しました默つて居れば責任が無い、そうして其の上司として監督の位置に居た人が辨濟の義務を背負はされて居ります、其の金は一體どうなりませうか、今のやうな切り棄てになるならあの人が辨濟する必要はない、附帶訴訟に依つて辨濟の義務を取るなら、其の當時の上司として使つて居つた關係上——自分が其處に何ら關係がないもんなら——監督不行屆きといふ丈けで何が故に辨償しなければならないかと疑問に思つて居ります、若しも此の收入が官廳簿記として入つて來るなら——茲が判らないのですが——切り棄てるといふ前の御說明に對して其處に辨償の義

（26）

務が生ずるものかどうか、其の金は過年度の收入でせうが、夫れを無論取るのが本當でせうか取らんのが本當でせうか、一つ小瀬さんの簿記上の說明に依りまして納得する樣にお話願ひたいと思ひます、

○早瀬精一君　失敬な事を承ります、古田君は之で實に民會議員で然も參事會員だつたかと思ふと泣きたくなります、私は茲に提議をしたいのであります、嘗つての議員、參事會員、行政委員、民團の吏員も月給の何百分ノ一でも良い、參事會長は月額十圓、二十圓位、議員は二圓位づゝの月賦で居留民に辨償したら良いでせう、誠に其の位な義務は過去六ケ年間に於ける所謂關係者、責任者、監督者が自發的に之を居留民に辨償してやらうといふ氣持は無いでせうか。

○古田治四郎君　今の早瀬君の言葉は過ぎてると思ひます、私は何にも摘發しないで申し遲らうと言ひやしない斷然速記錄を見て下い、申し遲らいても仕方がない處を淚を飲んで發いた、夫れを怪しからん古田議員とは何てすか、議長處分して下さい、斯ういふ例がずつと來て居るものを、我々は夫程に此の民團の爲に惡く思はれても發いた、夫れに向此處で惡く言はれる理由が無いと思ひます議長之を糺して下さい

○議長（遠山猛雄君）どういふ行き掛りてすか、（笑聲）

○森川照太君　早瀬君の聽き違ひでせう、夫れで良いでせう

○古田治四郎君　聽き違ひなら聽き違ひで夫れで宜ろしい

（「進行ノ〳〵」の聲あり）

○民團長（白非忠三君）今の切り棄てといふのは滯納支拂の義務を有つて居つた人の方は切り棄

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

て、費ひ込み者の民團に對する賠償の方は切り棄てて居りません、が、當人が儲けなければ取れませんが、適當に儲けて來れば取ります、無論過年度收入てす、上司であつた人の賠償でありますが、當時民團からお前に賠償の責があるから賠償しろと云つたのでなく、當人が德義的に責任を感じて進んて賠償を申出たのであるから、此方から今更放棄する譯にも行きませんし無論兩者は連帶の責任であります、一方の人が先に賠償の、費消者が賠償の義務を果せば當然片方が免除されるのであります、(「判りました」)

○菊地新一君　民團長に伺ひます、只今切り棄てといふ言葉がありましたが、滯納者に對して切り棄てとありますと、そう致しますと例へば昭和九年邊りの滯納者は切り棄てる、つまりそういふ意味の滯納てすか

然らば私申上げます、之は民團長お考へ遊ひちやないかと申しますのは、民團長のお考へか、民團の係りの取扱ひが間違つて居るか、現に斯ういふ事があるのであります、手續上の事に付て此の席上民團長に懇談的にお話しする積りて居りましたが、つい此の一週間前てすかに徵收係か何係かから私の友人に對して呼び出し狀が來たのであります、滯納があるから民團迄出頭せよといふ呼び出し狀てあります、其の友人が民團に出頭しました處が徵收係が昭和九年度に滯納があるから是れ〳〵のものを納めて下さい、昭和九年度と申しますと四、五年前て、まあ大概の家では官廳の受領證迄何時迄も取つて置く者は無いと思ひますが、五年前の受領證だから手に持つて居らない或は持つてるかも知れない、が斯ういふ時之はどういふような取扱ひをなさるんてすか

○民團長(臼井忠三君)御尤もな質問てすが、必ずしも受領證がなければ拂つた證據が無いからもう一遍拂へといふ樣な一方的の決定はしない事にしてあります、慥に自分は昭和九年度が滯つて居つて十年のが拂つて有るといふやうな御議論が充分正當であるならば之は正しいのであります、併し慥に帳面の上が滯納になつて居る、其の後督促した時にも滯納と認めて居られたものは三年前にも、四年、五年前にも殘つて居るのであります、今整理係が整理をして居りますが、徵收係の帳面には殘つて居ても費消者の證據の有るものは入つた事にして消してしまふ之が私が簡單に切り棄てと云つた理由てありまして、整理係が頻に遺つて居ります、五年前の受取りが無いからと言つて拂つて居らんのだといふ一本調子にはしない、事情を良く說明して頂けば判る丈整理して居ります

○菊地新一君　御說明に依りまして判りました、然らば之は善意の解釋だらうと思ひます、現に滯納した人がありまして、斯ういふ風な民團の近頃の狀態を利用して滯納して實際は拂つて居らなかつても拂つて居つたといふ樣な事を惡意て還る人があつた場合、何百圓も何千圓の金額ても拂つたぢやないかといふ事を言つた場合には民團當局として切り棄ての處置を採られますか。

○民團長(臼井忠三君)其處が非常に難しい處てすね、前後の事情を參酌して正、不正を判斷する外ありません、古い滯納の殘りを認めて下さる方は月賦とか、年賦とかいふ妥協案を建てまして、三年後、五年後に滯納が殘らん樣にする積りてあります

○菊地新一君　其の事情を酌酌して帳面を整理するといふならば其の係りの方に御注意申上げま

すが、其のお切り棄てになります場合には、餘程愼重なる態度を取られまして本人の間違ひ無いといふ見透しがついた以上お切り棄ての手續を取られん事を希望する次第であります、夫れからもう一つ徵收係の方が滯納と認めた人を呼び出すのも結構てございますが、之はまあ官廳のやうなものの、民衆の生活に對しても餘程民團吏員諸君の圓滑を來たさなければならないと思ひますので呼び出される人も忙しい人てすから、集金人でも使ひまして、貴方の處には斯ういふ滯納がありますと、斯ういふ風な調子の懇談的に話をされて整理されん事を希望する次第てあります、官廳の樣に呼び出してお前は滯納が有るぢやないかといふ風にやられると、延いては拂はうと思つた者も實際そんなものは拂つてあるといふ態度に出ないても無いと思ひますそうすれば民團も損になるといふ事になりますから、此の點を餘程お考へにならん事を希望致します

○植前香君　私は少し時間に遲れましたが速記錄の配布が無いのはどういふ譯ですか

○議長(遠山猛雄君)民團長から先刻說明をされました、君は遲れて來たから——自己の惡慢てすから

○植前香君　其の位な說明がして頂けないのてすか、出來て居ないのてすか

○民團長(臼井忠三君)出來て居りますが、印刷は間に合つて居りません、だから私說明しました。

○植前香君　出來て居ないのてすね私は二十二日から旅行しまして待ちに待つた速記錄を持つて行きたいと思つて居りましたが夫れも出來ず、歸つて來れば必ず配布されて居るものと思つて

居りましたのに之も配布されて居ず、今急がしして居るから其の內出來るといふ、先だつてのお返事て恐らく出來るものと信じて居たのてあります、斯ういふ事は前例のない事ぢやないかと思ひます。我々としましては此の議場にあつて議論する上に假空の議論も出來ませんし、議事を進行すべき上に不便を感じるのてあります、速記錄が出來て居りませんなら議事錄が出來て居りますか

○民團長(臼井忠三君)議事錄は出來て居ります

○議長(遠山猛雄君)何が故に議事速記錄の配布が遲れたか、印刷しないといふ理由は先刻說明されました、議事錄は出來て居ります

○植前香君　そうすると我々が議論を進めて行く上に必要に應じて夫れを見せて頂けますね

○民團長(臼井忠三君)必要に應じては此方に控へがありますからお見せ致します。

○議長(遠山猛雄君)植前君に御注意申上げますが、前の話を盛り返へされると議事の進行上困りますからお控へ願ひたいと思ひます

○植前香君　盛り返へすのてはありません、遲刻をした爲めに速記錄が何て遲れたかといふ說明も聽かれないのてすか

○議長(遠山猛雄君)貴方が遲刻した爲めに說明を聽かれなかつたのてせうが……

○植前香君　聽きませんてした

○議長(遠山猛雄君)遲刻した爲めに……

○植前香君　そうてす

○議長（遠山猛雄君）或は其の說明を聽いたならば其の發言をせんでも濟んだかも知れない

○植前香君　今からいふ事は繰返しになりません、そうすると此の議場に於て一々見せて貰はなければならないのですか、必要の時に發言を保留して一々見せて貰はなければならないのですか、必要の時に發言を保留して一々見せて貰はなければなりません、問題に依つては……

○議長（遠山猛雄君）夫れを今更貴方が何遍も云はないても、民團長がさつき茲で說明して居る遲刻した上に何度も繰返へす事は議事の進行上妨げがあるから、其の事なら發言を停止します

○植前香君　私は其の問題に依つては發言を要求する義務があるが……

○議長（遠山猛雄君）說明する時に貴方が來なかつた爲め發言權を自分から放棄したのです

○植前香君　どういふ譯です

○議長（遠山猛雄君）貴方が遲刻したから――今說明が終つたところです

○森川照太君　君一人の爲に說明を繰返へさないて宜しいでせう、休憩の時に始めから話したら

――

○木下秀良君　租界衞生問題に付きまして、民團衞生當局として色々と御盡力下すつて居りますが、どうも儂等が考へて見ますに、英國租界より佛租界、佛租界より日本租界がどうも汚いと矢張りそういふ樣な點に於て衞生狀態が惡いんぢやないかと思ひます、何が故に汚いかといふと、隣接する所が即ち支那街であります、あの支那街の三不管を眞直ぐ行きますと空地がありまして弟ど廢墟を捨てる場所になつて居りまして、夏になつて出來る蠅は夥しい數だと思ひます、そういふ風な支那街に隣接して居るといふ事が我が日本租界の衞生狀態を惡くする一つの條件になりはしないかと思ひます、もう一つは壕子運河であります、此の運河が之から段々暖かくなると非常なる臭氣を發するのであります、之は代々壕子運河の淨化裝置といふ事に付ては懸案になつて居りますが、未だに具體的の方法が出來て居りません

斯ういふやうに支那街の衞生狀態が非常に惡い、從つて之に隣接する我が日本租界は其の影響を受けて、民團衞生當局が所謂防疫設備を一生懸命なすつても仲々完全に出來ないと思ひます今茲の支那街でありますならば日本租界から交涉しても言を左右にして應じないかも知れませんが、昨年の通常民會の時と今日の通常民會の時とは、昨年七月を以て狀態が變化して居ります、之に付きまして壕子運河の淨化作用を如何になさるか、支那側と如何に交涉なさるか、夫れを一つお伺ひします、延いては三不管の廢捨場所でありますが、之を支那側當局に向つてお話になりますか、夫れからもう一つ申しますと日本租界が英國租界、佛國租界等に比して租界の道路の狹隘の爲めだと思ひます、もう一つは住宅難でありますが、此の道路の狹隘が直ちに衞生狀態に關係するとは思ひませんが、矢張り或る一部分に於て租界衞生狀態に非常に關係があると思ひます、我々が考へても夫れしか案が無いと思ひますが、七十萬圓とか掛るといふので今の處餘り金が掛りますので之は躊躇して居るのであります、果して七十萬圓掛りますものか調べたいと思ひますが、一番困る問題は外濠防の水位は今以て高い爲めもと〳〵此方から南運河と繋ぐといふ事も外濠防の中で遣るといふ此の點中々技術的に難しい問題であります、洪水が去つてしまへば早く實現すると思ひます

夫れから三不管の不衞生なお話でありますが下話はして居ります、中央卸賣市場を其の邊の空

禁止致しました、日本租界を見ますると旭街の電車道路の兩側が所謂電車通りに面して居る商店を除けば支那娼妓、現在では旭新地と申しまして、日本人の藝娼妓が火急に增へて居りますが此の支那の娼妓を何とかする事が出來ないか、出來れば之を三不管の方に進出させてそうして現在の廢捨場の方を彼處等邊に持つて行きまして、從而進出せしめると彼處が繁華になりますから其處の人口も增へるし致しますと日本租界の家屋も相當空家屋が出來るから住宅難を緩和するのぢやないかと思ひます、殊に其處の盛德里に於きましては、最初設立當時に色々な問題がありますし如く、第一小學校も今後擴張される事でありますし、學校のすぐ側に支那娼妓が居るといふ事は余り感心した事ではないと思ひます、早急に遣るといふ事は出來ないでせうけれど、今後三年なり五年なりの期限を切つて所謂三不管邊りに移轉せしめるのが延いては租界擴張の誘因となるのでないかと思ひます、此の點一つお考へをお聞きしたいと存ずる次第であります

○民團長（臼井忠三君）道路幅員擴張の事は實は茲に書いて置き乍ら一項落して御報告申上げませんでした、昨年の十一月の臨時民會で其の擴張案を決定して民會の御協贊を得て、今年度の四月の工事開始期から新に新築するものは其の擴張案に從つて貰ふ事にしたらどうかと考へまして、實は提案したのでありますが、當時の此の道路幅員擴張の調査委員會の御意見は、時代は斯くの如く變つて參りまして大天津としての色々の狀態が變化するであらう、從而支那側の色々の情勢の見透しを附けてから日本租界の中のどの通りをどの位にするかといふ事は夫れ以後にしたら良くは無いかといふ事になりまして、其の儘見合はせになつて居ります、之が昨今にな

りましては支那の新政府の天津市の都市計畫委員會が出來まして、支那側の道路をどういふ風に直すかといふ事が目下研究されて居ります、果してどういふ時期に決定するのか判りませんが、四月以後どん〳〵日本租界の中の家が改築されて參りますような事がありますと又建てた家を引つ込ませる事が容易でありませんから、改築の希望者には豫め民團に御相談を願ひまして、少なくも現在案として持つて居りまする程度の擴張を承知して貰ふと云つた事を之は非公式な問題でありますが遣つて見たいと考へて居ります、國時に事情に依つては道路幅員の擴張を支那側の見透しの着いた後と言はずに、もつと早くした方が良く無いかと考へて居ります、之は情勢に依つて適宜にそういふ取り計ひをしたいと思ひます、壕子運河の問題は只今の支那の工務處長にもお話しましたが、其の前に工務局長と申しますか、公安局長を兼ねて居られますから協力しようといふお話を致しました、事變前の工務局長が一寸案を樹てた事があるそうですが、夫れは南運河の處に閘門を遣つて水を注ぎ込むやうにする案だつたそうでございます、我々が考へても夫れしか案が無いと思ひますが、七十萬圓とか掛るといふので今の處餘り金が掛りますので之は躊躇して居るのであります、果して七十萬圓掛りますものか調べたいと思ひますが、一番困る問題は外濠防の水位は今以て高い爲めもと〳〵此方から南運河と繋ぐといふ事も外濠防の中で遣るといふ此の點中々技術的に難しい問題であります、洪水が去つてしまへば早く實現すると思ひます

夫れから三不管の不衞生なお話でありますが下話はして居ります、中央卸賣市場を其の邊の空

地に近い所でありますが、其處に持つて行つたらどうかと云つた關係者もあるのでございますが、あの邊に假に日本に關係のある日本卸市場等が出來れば取りわけ清潔を尚ぶから其の附近の衛生狀態等も良くなり、支那側當局も聞いて異れるだらうと思ひます、住宅難といふ問題は綜合ビルに依つて事務所の緩和を計り、一方市營住宅に准すべき方面に力を注ぎたいと思ひますが、只今では民團吏員の居る所が無くて困つて居ります、豫算の處で申上げますが先づ今年は取り敢へず民團吏員の舍宅を造りますのであります、之に依つて多少市中の住宅が緩和されますが、更に進んで一般の居留民の收容に應ずる住宅の經營もしたいといふ考へてございます、

盛德里の問題は實は一昨年民會でも議論が出まして、警察署から色々お問ひ合はせもありましたが確か三年間更に之を許しました、三年の期限が來れば撤廢させるといふ事になつて居ると記憶して居ります、

○木下秀良君　只今のお話で大體判りましたが、將來に於て租界を擴張するといふ腹案はお持ちになつて居りませんか、今の支那藝者屋の問題でありますが、盛德里に止まらず德順班、中華茶園と申しますか、全部の支那の娼妓を租界から撤廢せしめて、そうして住宅難を緩和するといふ樣な御方針がありますかどうか、夫れを一つ御伺ひしたいと思ひます、

○民團長（日井忠三君）旭街の方面の家は實は事變と共に大部分がフランス租界なり各地に逃げ出しまして大分空いて居りまして、其の空いて居る處に所謂旭新地が進出したのであります、最近フランスの方で追つ拂つた爲めに戻つて來たといふ事も聞いて居りますが、日本租界では

御承知の通り檢徹を始めました、其の爲めに檢徹を續がつて一應日本租界へ戻つて來た奴が逃げ出しまして最近では北京の方に夫れが移動して居るといふ事を聞いて居りますが、事實は豫算の時に判りますが、非常に激減して居ります、どうも藝者屋の建物は直ちに日本人の住宅にはならないから住宅難を緩和するには値接役に立たないかと思ひます、けれども三不管の空地でも家主が家を建て藝者屋を集めて呉れれば十分結構でありますが、只我々の手で遣り難い問題でございます

○古田治四郎君　之は民團長に希望としてお願ひしたいのであります、道路の舖修が遲れて交通者の不便を感ずる事であります、殊に車馬の通行が激しい所を子供が横切るのは困難でありますので道路舖修を急いで遣つて貰ひたいと思ひます、次に租界内に廣告を何處にても貼られる事であります、外國租界から日本租界に來ますと支那街かと思ふ位廣告の汚いのを貼りつけてあります、之は一つ警察の方で御努力を願つて之を撤去して頂きたいと思ひます、同時に藥の看板、特に大學目藥なんか步道の處に出て居る爲頭を打つ事があります、目藥の廣告の樣に他の看板も甚だ低いのがあります、通行に甚だ迷惑すると思ひますから、之を何とか一つ民團の方から警察と御協力の上注意方を計つて頂きたいと思ひます、もう一つは舊街の道路を見ますと通行人と車馬と自動車と荷物を積んで居りますトラックと輻輳して、橫切る事が仲々出來ないのであります、山口街は軍の方で使用されて何も通つて居ないが、若し軍の山口街を通つて良いなら、どつちか山口街を通して貰つて舊街の方の數を減すやうにしないと今に人間の傷害事件でも起きはしないかといふ懸念があります、民團長に何とか良く行く樣にお願ひ致します

（「贊成」と呼ぶ者あり）

○民團長（日井忠三君）お答へ致します、道路工事の舖修といふのは、民團て今遣つて居るのは水道を引張ります施設、下水を引張ります施設は、狹い道路は冬になつて遣つたのですから之は略一兩日で直ります、後は電話會社の電話線工事なのでありまして、電話會社としては非常なるスピードで遣つて居りますが、復舊の方は出來る狀態になつた部分から……ましたが、中にはまだ線を引く迄は元に戻せない狀態もあります、そういふ狀態で惡い事は良く心得て居りますが、今の狀態で已むを得ません、出來る丈早くする事に致します

貼紙の問題はとうに私も氣が付いて居りましたが、御承知の如く打倒南京政府だとか、新政權の發生を喜ぶと言つたポスターが一時殆ど二軒置きと言つてい・位に各所に貼られてありました、之はどうも政治工作の意味から遣つて居りますので、道路の美觀上あんな物を貼つて貰つては困るといふ苦情の持つて行き處が無い、特に夫れ丈を殘して他の方を喧しく云ふ事も出來難いので急に各所に貼札が出來たのであります、之は適當な時期に警察當局とお諮りして一遍綺麗に洗ひ落さう、斯う考へて居ります、看板の低いと云ふ事は未だ氣が付て居りませんが、警察と御相談して直させます、舊街の問題は度々私も感じて居りましたが山口街は絶對に軍が通行を許さないのであります、最近に又民團の埠頭事務所も全部提供せんかと云ふお話があつた位でまだ當分の間車馬を廻すといふ事は不可能であります、舊街の狀態は最近棉の出廻期の爲めに一層酷いのですが、何とか講じたいが今の處名案がありません、又福島街と旭街の角は非常なる雜沓を生じて居りましても結局どうも良い案がないのであります、山口街が軍の許しが取れ

る迄出來る丈交通整理をする外ないだらうと存じます

○佐藤玖作君　只今交通の問題で話が出ましたが、之は一つ當局の方にお話しまして何とかして貰はないと困るんです、といふのは旭街の最近のバスの停留所が電車と同じ場所でございます電車が停つて居る所にバスが停れば自然混雜もしますので、何とかして入れ換へして電車の停らん所にバスが停る樣に都合がつくやう民團からもお願ひが出來ないでせうか、今日も現にお婆さんが一人轢かれたそうです

○民團長（日井忠三君）バスの問題も報告を洩らしましたが、新聞に出て居ります樣に、目下電車會社とフランス租界當局との相談が濟みませんので、濟みまするとと始めて領事館に營業願が出て夫れから我々の方に相談があらうと思ひます、其の時に充分色々な希望を述べたいと思つて居りますが、まだ他所の方の相談が濟まないでフランス租界にある二號路を通らないで河緣にして呉れとか、四號路にして呉れとかいふ事で確定して居りません、其の點相談の上良く考へて置きます

○古田治四郎君　私の先程の舊街の問題ですが山口街を使用出來ないとあれば仕方ありませんが花園街を通れば彼處は鐵門を閉けた筈ですが、あれなら通行の緩和出來ると思ひます。夫からもう一つは市內の貼紙ですが、あれは新政權の貼紙に倣つて廣告が滿山僧家のやら澤の表裏等家の表に貼られるのは甚だ迷惑であります

夫れから又大きく言へば最近流行の一つですが、立札を道路上に立てる、斯ういふ事も甚だ弊害の惡い事ですから尙お含みの上善處されたいと思ひます、

○民團長（臼井忠三君）承知致しました

○議長（遠山猛雄君）そうしますと事務報告に付きまして何かまだ御質問がございますか、

○森川照太君　私は前の民會に欠席しましたので級別廢止の審議を聽きそこなつて居りますが、其の委員會が民會で出來るといふ事を聞いて居りましたが、其の設立の趣旨を伺ひそこなつたのですが、あれは級別を廢止するといふ爲の形式を決める樣な委員會なのですか、又もつと根本的に廢止すべきや否やといふ事を決定する權能を以て居る委員會なのですか

○民團長（臼井忠三君）後の方で、つまり廢止すべきかすべからざるかを調査研究する委員會です、提案は廢止しろといふ建議案が出ましたが、段々審議した結果、直ちに廢止する廢止しないといふ事を決定しないで委員會を設けて調査した其の上で報告を……

○森川照太君　そうすると私も前參事會長だつたから其の意味で其の委員會に入れられるやうですが、若しお入れにならないやうなら是非入れて貰ふ事を希望致します、委員會で假りに級別廢止が可決されるとしたら——私は無論反對ですが——其の反對の意見を委員として述べる事は無論だが、其の決定を報告した場合にもう一遍民會に於て審議する機會はあるでせうね

○民團長（臼井忠三君）ありますでせうね、（笑聲）

○議長（遠山猛雄君）どうです、まだ——（「質問なし」「打切り」の聲あり）

事務報告に付て御質問を持つて居られる方はございませんか

質問なければ打切り、昭和十二年度居留民團事務報告を御承認下さいました事を認めまして茲に十分間休憩致します

午後十時　十　分休憩

午後十時二十五分再開

○議長（遠山猛雄君）之より開會致します、

○植前香君　私が先程申上げましたのは議長とトンチンカンになりましたが、私としては別に質下と議論をする積りではなかつたので、今お話して判つたのですが、要するに私が言はんとするのは問題に依つては一々議事錄を見たいと思ふ時があるのであります、そういふ時、時間を費すからそういふ場合に發言權を保留さして貰へるかといふ事を伺つたのであります

○議長（遠山猛雄君）

日程第一、昭和十一年度居留民團歲入出決算承認ノ件

本案を議題に致します

○會計主任（小瀨巖君）（登壇）　昭和十一年度歲入出決算を御報告申上げて御承認を得たいと存じます。十一年度豫算は歲入出共に九十五萬二千四十弗といふ豫算でありましたが、之に對して歲入に於きましては經常部で九十四萬三千七百二十三弗三十七仙、臨時部で十六萬二千七百七十二弗〇四仙、計一百十萬六千四百九十五弗四十一仙といふ歲入を見ました、豫算に比べまして十五萬四千四百五十五弗四十一仙、之丈の歲入增加がございました。其の歲入の增へました主なる科目は雜收入に於きまして、第十二款の雜收入であります。經常部第十二款雜收入、之て三萬四百十九弗五十三仙豫算以上の收入が增へたのであります、夫れから臨時部の第一款前年度繰越金、之が豫算よりも四萬二千七百七十二弗〇四仙之丈の超過があります、之が主なる增

加した課目でございます、夫れから歲出の方は豫算九十五萬二千〇四十弗に對して、決算は經常部の歲出が五十六萬六千五百八十七弗八十七仙で、臨時部が二十三萬六千二百八十二弗二十二仙、計八十萬二千八百七十弗〇九仙といふ結果を示しまして、之は豫算に對して十四萬九千一百六十九弗九十一仙丈餘りますので其の豫算內でおさまりました、十四萬九千一百六十九弗九十一仙の內譯で主なる歲出の原因となるものは、臨時部の歲出、第二款の第三番目にあります橋梁工事を中止した爲に二萬七千八百七十七弗七十六仙といふものが餘りました、同じく臨時部の第四款國債、其處の三萬九千六百〇八弗、之は國債償還を償還しない爲めに之丈け歲出の減を來たしたのであります、同じく臨時部の第十款天津共立學校增築補助金が二萬七千一百三十九弗六十五仙、之は增築を中止した爲めに餘つたのであります。斯ういふ主なもの丈けで約九萬四千六百二十五弗位で、其の他のものを加へまして、先程申し上げました樣に十四萬九千一百六十九弗九十一仙が豫算よりも少くて濟んだ譯であります、で、此の歲入に於ける豫算よりの超過額が十五萬四千四百五十五弗四十一仙、歲出減により餘つた金は十四萬九千一百六十九弗九十一仙、此の二つを合せて計三十萬三千六百二十五弗三十二仙、年度末に餘りまして、之が次年度の繰越金として繰越されたのであります、で、此の歲入歲出の內で相當豫算と比較して增減の多かつた分を此方から一寸御說明申上げて置きますが、歲入で第一款居留民團課金、一萬六千三百十七弗九十九仙、之は所謂北支明朗化で相當營業方面でも繁昌したから人口も增加しました、之は自然增加と考へられます、夫から第三款の特別課金、之が豫算よりも一萬五千九百七十二弗增加して居りますが、之は矢張り好景氣の關係でございます。夫れから第四款の不動

產取得稅でありますが六千九百五十八弗三十六仙、之は不動產の所有權の移轉、抵當權の設定其の他所謂不動產の取得が多かつた爲めであります、夫れから工巡費は徵收の成績が良かつた爲めであります、夫れから六款の水道料が相當增へて居りますが、之は使用者が自然に增加致して自然使用料も豫算以上に上つて居るのであります、第九款の手數料の第三番目の、即ち自用人力車といふのが三千四百三十四弗、豫算を超過して居りますが、之は自用人力車が租界共通の鑑札でありまして何處の租界で貰つても構はない、貰つた丈け其の租界の收入になるといふ性質でありますので、內緖で旭街に鑑札を賣る店を出しまして盛に、積極的に貰つた爲めに豫算以上に鑑札の發行が多かつたのであります、夫れから此の第十二款に給水工事費徵收金一萬二千八百〇八弗六十二仙は豫算より超過して居りますが、先程の水道料と同じ關係のもので人口の增加其の他の關係に依りまして工事が多かつたのであります、只今雜收入が三萬弗以上の豫算超過を見ました、其の內で其の款の九番項に雜收が二萬八千七百三十八弗八十仙といふのが豫算に越して居ります、之は過年度收入が多かつた爲め、詰り豫算で申しますと三萬弗の過年度收入を見込んで居たのが四萬一千弗上つた爲め、夫れから大和街車道補修負擔金を支那側から貰つた爲め雜收入が豫算より增へた譯であります、歲出の方は先程申上げました樣に大して豫算と變りません、若しも御質問がございましたらお答へ致します、以上御承認願ひます

○議長（遠山猛雄君）御質問はありませんか

（「質問なし」「異議なし」の聲あり）

○森川照太君　質問ありませんから讀會省略可決承認します、御賛成を……

（一同「賛成、異議なし」の聲あり）

○議長（遠山猛雄君）御異議ございませんか

（「ありません」と呼ぶ者あり）

別に發言がございませんければ滿場一致御賛成なすつたものと認めて本案を承認とします

日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件

本案を議題に致します

○森川照太君　よく判つて居りますから、別に説明を伺はないでも誰方にも御異存がある譯もありませんから、之も議會省略可決にしては如何てすか

（一同「異議なし」）

○議長（遠山猛雄君）日程第二、昭和十一年度御下賜金記念事業費特別會計歳入出決算承認ノ件御承認と認めます、日程第三、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案

日程第三、昭和十二年度居留民團歳入出追加豫算案

日程第四、昭和十二年度居留民團歳入出更正豫算案

以上二案を議題に致します、説明がありますから——

○民團長（白井忠三君）（登壇）本案は昨年十一月の臨時民會に於きましてお斷はりを申上げると共に、當時此の内容に就きまして大體の説明は申上げましたが、當時尚時局の前途も見透しがつきせんし、本來ならばあの民會に追加豫算なり、更正豫算なりを提出すべきでありましたけれども、時局の見透しもつきませんし、更に再び當民會て追加とか更正の必要が起ります事を

省きます意味に於て、内容に就ての説明て大體の御承認を求めて置きましたのを、茲に一々數字に擧げて御承認を求むる次第であります。只内容上少しく相違して居ります點は偶々事變の爲めに土木工事などが實際上出來ませんてした爲めて、民會議場に於きまして事務所費の機構改革後の增額は大體事務所費から流用する事に豫め御承認を得て居りましたのを、豫備費は其の儘にしまして、事變の爲め仕事の出來なかつた土木費の余つたのを持つて來て之を補ふといふやうな形の豫算の組み方に變へたのてございます

どうぞ御審議の上御承認をお願ひ致します

○菊地新一君　第九款の關係てございますが、貳萬弗減つたといふのは時局の爲租界内の取り前が——詳しく判りませんが

○會計主任（小瀬巖君）之は本年度は關係償還を猶豫されまして、支那事變に依りまして外務省が支那方面に於ける一切の償還の必要あるものに猶豫をして遣るといふ事て、詰り貳萬弗は全然本年度は使用せずに濟んだのであります、之は七萬八千弗と九萬八千弗てございますが、其の内七萬八千八百二十五弗を他所から借りて民團から貳萬弗出して合せて九萬八千八百二十五弗、之丈のものを本年返す豫定てありましたのを、其の内七萬八萬八百二十五弗は借りて來たが返さないから勿論孰れは返さなければなりませんが、二萬弗丈けは民團から出さないて——

（菊地新一君「はい判りました」）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠山猛雄君）御異議ございませんか

（一同「賛成」）

本案を議會省略可決確定と致します

日程第五、先刻日程の變更の際に第四の次に入れました第五てございます

日程第五、土地課金條例中改正の件

○民團長（白井忠三君）（登壇）本案は實は他の取得課金其の他の改正案と共に財政計畫の一部を示すものでありますが、大體之は矢張り前通常民會に於て申上げたと思ひますが、租界外の土地の課金は從來取つて居りません、之に課金を掛けるのが上海に此の例がありますので、其の意味から土地課金條例の改正を考へて居りましたが、段々研究して參りますると、租界外の土地に對しては所有權とか、永租權といふものが、例へば紡績會社なら紡績會社の名義に登記されて居るものが極めて少ないのであります。事實は紡績會社の土地になつて居りますが表向の所有者が支那人の名前になつて居つたり、架空な人の名前になつて居つたりといふ事て之は直ちに實施が出來ません。茲に提案致しました主なる理由は現行法規に依りますと、土地課金條例に依りますと、地價の査定は御承知の如く五年毎に之を行ふといふ事になつて居りますが御存知の様に今回の事變以來租界内の土地の地價の暴騰は甚しいものがあります。之を更に向ふ三ケ年間、二年前に決めました地價の儘の土地課金を徴するといふ事は非常に實情に添はないのでございます。

其處で五年毎にといふ事を決めすに、五年以内と雖も激しい暴騰並に暴落のあつた場合には、課金調査委員會の議を經て地價の改正を仕直すといふ事が出來る様に改正をしたいと斯ういふ

意味て提案したのてあります。

（「異議なし」「賛成」）

○議長（遠山猛雄君）本案は願ろ簡單てすから、御意見ございませんければ議會省略可決確定と致します

（賛　成）

日程第六、取得課金條例中改正ノ件

本案を議題に致します

○民團長（白井忠三君）（登壇）本案は屢々課金調査委員會て話された議論でありまして、現行條例に依りまするとと、年收入一千二百弗以上の人に、一千二百弗を起點と致しまして之に年四弗二十仙の課稅をして居るのてありますが、最低の限度が月五十仙六弗位を規定として行つて參支へないんぢやないかといふ風な稍と之は課金調査委員會の一致の御意見てありました、夫れて其の最低六弗から順次ほゞ同じ様な率の增徴を計る事に一致しました、斯う云つた等級に分れて所謂增徴を試みやうといふのてあります、其の次には鬼角に取得高の申告が實際と釣合はない人が一方には相當にございます、之は又一方に領事館の各位を初め我々民團吏員、學校の先生と言つた人の收入は一厘の捲け引きも無しに丸裸の課稅を取られて居る者との間に均衡が取れないのてあります、夫れて是非一般に實際の收入の申告をして頂く様にして貰ひたい、夫れには奬勵といふと可笑しいやうてすが——他の都市にも例がありますし——實際の額を申告した方に對しては十分ノ二の控除をしたものに課稅する、實際の收入額と認め難いものは申告額

（47）

が適かないか、斯う決めた根據は一

○森川照太君　夫れから課金賦課の者は三月末日迄にといふが、徴算をするのにもつと早い方を定したもので掛ける、こう云つた事を規定に入れたのであります、其の他の收入といふ一項に依つて全部の收入といふ事にはならん事に現行法規にも規定されて居りますからして、從來實業は之に入れないといふ事になつて居りますが、一般の商業社會に於ては實費金といふものは極めて少ないものであります、公吏の如きにあつては實費金といふものは極めて多額の比例を持つ實際に近い申告ならば十分ノ二の控除をしたものに課稅する、斯う云つた意味を條文にしたものが第三條の改正でございます、之に就ては色々と御議論もありませうし、又年々の增減もありましたものを一明にして施行出來る迄に改める事も事實上は相當に困難な事もあるかと思ひますが、出來る丈け理想的なら公正なものにする可く條文を改めまして其の邊に手心といふと可笑しいのですが、漸進的に進んで行くといふ事は課金調査委員の諸君の極めて公正な態度に俟つて、此の條文を生かして行く樣にしたいといふ考へて居ります、細い點に就て全部でどれ程增へるかといふ事に就ては、どうぞ係員の方から御質問にお答へする事にしたいと思ひます

○森川照太君　營業課金といふのは、考へはないのですか

○民團長（白井忠三君）之は條例を改正致しませんでも出來る譯です

○森川照太君　夫れから課金賦課の者は三月末日迄にといふが、徴算をするのにもつと早い方が良かないか、斯う決めた根據は一

（48）

○會計主任（小瀨敏君）之は此の取得課金條例に依りますと、前年の收入金額に對して掛けるのでありまして、前年の收入といふのは前年度の收入に依つて推定するといふ形であります、といふ問に明瞭がありますので、出來る丈け近い時期に於ける收入に付て其の次の課金を決めたいと思つたのであります、日本内地の如きは三月十五日迄といふ事になつて居ります、出來る丈け近い程宜しい譯であります

○森川照太君　差支くさくなければ少しも構はない、夫れから租界外の土地の課金といふ其の例は上海丈けですか

○民團長（白井忠三君）もうです、調べた所では上海丈けです。

○森川照太君　上海なら租界外と言つたら支那の領土だが、上海では日本人名義にする事を許して居らんですか

○民團長（白井忠三君）許して居ります

○森川照太君　上海は御承知の如く共同租界で日本租界でない、日本租界で無いのに土地課金、不動產の課金が取れらんですが、其の點少しく可笑しくありませんか

○民團長（白井忠三君）其の點の研究はまだ充分に出來て居りませんが、實際日本租界がないのに、共同租界の土地に賦課稅のやうな恰好で其の一割を日本の上海居留民團が取つて居る、全然共同租界の外に在る紡織會社等に上海居留民團が土地課金として取つて居ります、之は名前を變更される樣になつて居ります

（49）

○森川照太君　全部なつて居らんですが、

○民團長（白井忠三君）全部なつて居ります

○森川照太君　然し上海の共同租界は其の收入の中から日本民團に關分少くないぶんを又戻して居るから、此の天津の日本租界外に居る日本人の土地に課したら金はすつかり戻つて來ないが、天津ではフランスなら、イギリスが取つて居るものは日本租界に關つて來ん譯で取られつはなしになる、此方が日本租界外の土地を持つてる人に課稅する、之は少し上海の實際と甚だが違はないですか。

○民團長（白井忠三君）英租界、佛租界の土地に對しては日本人が所有して居る土地に對して實際上は課稅出來ないといふ事は施行規則の中に他ノ政府ト之カ國權ノ者ニ對シテ國權ノ稅金ヲ排ヲテ居ル場合ニハ之ヲ減免スル事ヲ得」斯ういふ事がありますが、之は少しは減免する方が適當だと思ひます、日本租界が課する稅率よりも高いものを既に英佛租界に持つて居るから課する事にするのが原則ですが——

實際は英佛租界に持つて居るのが高いから減免をしては——

○森川照太君　然らば支那街のは

○民團長（白井忠三君）支那街丈けです

○森川照太君　取つて居ないのですね、然し斯ういふ事が非實あらだらうと思ひますが、支那が稅金を取れない、其の額が高ければ取れない、低ければ——

○民團長（白井忠三君）低ければ取れます、

（50）

○議長（鯵山猛雄君）外に……

○志村正三君　本條の第三條に於ける條例規定の中に於て——私は全部會に於ても意見なりますが、正當なる申告と認めたものに對しては十分ノ二の控除をするといふ規定は、誠に結構なる規定で賛手を拳げて賛成するのであります、而し內地に於ける取得稅には扶養義務者に對しての控除が考慮されて居ります、現在の社會の狀勢——日本の狀勢を見ましても、子供一人出來ると幾らノ一要るといふ樣に世の中がせち辛くなつた爲め非常に產んに產兒制限がされて居るのであります、之は殊も日本の中堅階級で判然と分つて居ります日本が世界に誇る所以のものは、人口の增加率に於て世界に冠たる事で茲に於て我々民族が益も誇りとなすのであります、夫れが生活程度の爲のに漸次歐風美俗が發生されるに於て此の意味に於きまして扶養義務者の特に子供の有る者に對しては充分考慮する必要があると存じます、子供が大きくなれば經費がかゝつて來ます、一人子供が出來れば幾ら要る、斯ういふ安い俸給を貰つて居る時に偶々十五圓の增俸があつたとしてもやれノ\子供一人が助かつたと思ふのであります、少なくとも此の時期に於て月十五圓の金が要るといふ事實に照しまして子供が增へるといふ事は相當要るのは當然の事でございます、課稅に際しましては、特に課金調査委員會に於て此の課金を決定する上に於て家庭に如何なる扶養義務者が有るか、不具、廢疾者とか、子供が何人居るか、斯ういふ事を考慮されて相當の控約をし、申告を認める以外に斯ういふ事に對しては、現在の狀勢に鑑み考慮を拂つて課稅するといふのが最も當を得た課稅ではないかと思

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com